

# 一宮市老朽空き家解体工事費補助金交付要綱

(目的等)

**第1条** この要綱は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の解体を促進するため、空き家の解体工事を実施するものに対し、解体工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の安全かつ安心して暮らすことのできる生活環境を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 空き家の所有者又は所有者と同等の権利を有する者として市長が認める者。(以下「所有者等」という。)
- (2) 市県民税及び固定資産税を滞納していない者であること。
- (3) 同一敷地内において、一宮市老朽空き家解体工事費補助金を受けていない者であること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象の空き家)

**第3条** 補助の対象となる空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する現に使用されていない空き家で、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空き家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において現に使用されていないものであること。
- (2) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造のいずれかであること。
- (3) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空き家であること。

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が解体工事業者に依頼して行う空き家の解体工

事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。))に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。)であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 空き家の一部を解体する工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付を受ける工事
- (3) その他市長が不相当と認める工事

(補助対象経費)

**第5条** 補助の対象となる経費は、補助対象者が解体工事業者に支払った補助対象事業に係る経費とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。

2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は20万円のいずれか少ない額とする。

(不良住宅の判定申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請前に不良住宅判定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図(都市計画図等)
- (2) 空き家の外観写真

(不良住宅の判定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空き家が第3条第3号に定める不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

**第9条** 市長は、前条の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

**第10条** 前条の規定により、不良住宅に該当する旨の通知があった申請者は、解体工事に着手する

前に、一宮市老朽空き家解体工事費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる関係書類を添付して、当該年度の12月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 老朽空き家解体工事事業計画書(様式第4号)
- (2) 空き家の使用状況報告書(様式第5号)
- (3) 家屋の資産証明書若しくは建物登記事項証明書又は所有者等を確認できる書類
- (4) 解体工事業者の記名のある工事見積書の写し(工事費内訳がわかるもの)
- (5) 前年度の市県民税の納税証明書及び前年度の固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)又はこれに代わるもの。ただし、譲渡等の理由により固定資産税の納税証明書の取得が困難であると市長が認める場合は添付を省略することができる。
- (6) 代理者によって申請を行なう場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第11条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、一宮市老朽空き家解体工事費補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(申請内容の変更)

**第12条** 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、一宮市老朽空き家解体工事費補助金変更申請書(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
  - ア 第10条第1号及び第4号に掲げる書類
  - イ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者の変更
  - ア 補助金の交付決定を受けた申請者との関係がわかる書類
  - イ 第10条第5号に掲げる書類
  - ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の変更交付を決定し、一宮市老朽空き家解体工事費補助金変更決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するもの

とする。

(工事の着手)

**第 13 条** 補助対象工事の契約及び着手は、一宮市老朽空き家解体工事費補助金交付決定通知書の交付日以降に行わなければならない。

(工事の中止)

**第 14 条** 申請者は、補助金交付決定後において、工事を中止しようとする場合は、速やかに老朽空き家解体工事中止届(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(工事の完了実績報告)

**第 15 条** 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日までのいずれか早い期日までに、老朽空き家解体工事完了実績報告書(様式第 10 号)に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し(解体工事業者の発行したものに限る。)
- (3) 工事後の写真
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト) A 票の写し又はこれに代わるもの
- (5) 床面積 80 m<sup>2</sup>以上の解体工事においては、建設リサイクル法の届出の受領証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第 16 条** 市長は、前条の規定による報告があった場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市老朽空き家解体工事費補助金交付確定通知書(様式第 11 号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第 17 条** 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に一宮市老朽空き家解体工事費補助金交付請求書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

**第 18 条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 15 条に定める期日までに、老朽空き家解体工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団、暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

**第 19 条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

付 則(平成 31 年 3 月 5 日改正)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 3 年 2 月 10 日改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。